

	北海道	東北	東京	中部	北陸
① 災害応援等で自治体から貸与希望の可能性がある資機材(可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車)のうち、原災法に基づき各社防災業務計画に記載している原子力防災資機材		<p>(女川) 代替注水車:3台 大容量送水ポンプⅡ:2台 電源車:7台 化学消防自動車:1台</p> <p>【可搬型ポンプ車】 可搬型大容量海水送水ポンプ車:3台、可搬型大型送水ポンプ車:13台、可搬型中型送水ポンプ車:1台</p> <p>【ホース展開車】 ホース延長・回収車(可搬型大容量海水送水ポンプ車用):2台、ホース延長・回収車(可搬型送水ポンプ車用):8台</p> <p>【電源車】 可搬型代替電源車:8台</p>	<p>【福島第一】 ・消防車:6台 ・電源車:4台</p> <p>【福島第二】 ・消防車:2台 ・電源車:8台</p> <p>【柏崎刈羽】 ・消防車:18台 ・大容量送水車:5台 ・電源車:4台</p> <p>※女川においては、2023年度修正時に②③を合わせた数字(必要数+予備)を記載する予定</p>	<p>可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車ともに記載なし。</p> <p>なお、重大事故対策等により整備した主な資機材として以下のものを確保している旨を、防災業務計画に記載している。 ・可搬式動力ポンプ12台 ・災害対策用発電機13台 ・可搬式発電機10台</p>	<p>可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車ともに「原子力防災資機材」として記載なし。</p> <p>なお、「原子力防災資機材以外の資機材」として以下を防災業務計画に記載している。 大容量電源車:2台 消防車:2台</p>
② 災害応援等で自治体から貸与希望の可能性がある資機材(可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車)のうち、炉規法に基づき保安規定に記載している資機材		<p>(女川) 大容量送水ポンプⅠ:4台 大容量送水ポンプⅡ:2台 電源車:9台 化学消防自動車:1台</p> <p>(東通) 化学消防自動車:1台</p> <p>【可搬型ポンプ車】 可搬型大型送水ポンプ車:1台</p> <p>【ホース展開車】 ホース延長・回収車(可搬型送水ポンプ車用):1台</p>	<p>【福島第一】 ・消防車:2台 ・消防車:6台 ・電源車:4台</p> <p>【福島第二】 ・消防車:2台</p> <p>【柏崎刈羽】 ・消防車:8台※ ・大容量送水車:5台※ ・電源車:4台※ ※設置許可要求台数。必要なホースを含む。</p>	<p>「17条(地震・火災等発生時の対応)」にて以下を記載している。 化学消防自動車:1台</p> <p>なお、「17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備」で、「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備」と記載しており、社内規定にて以下のとおり記載している。 ・可搬式動力ポンプ12台 ・災害対策用発電機16台</p>	<p>「17条(地震・火災等発生時の対応)」にて以下を記載している。 化学消防自動車:1台</p> <p>また、「17条の2(電源機能等喪失時の体制の整備)」で、「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ(消防自動車に装備されているポンプを含む。)、ホース及びその他資機材の配備」と記載しており、対象設備について以下のとおり整理している。 大容量電源車:1台 高圧電源車:5台 消防車:2台</p>
③ ①、②のいずれにも該当しない可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車等	なし。	<p>(女川) 大容量送水ポンプⅠ:2台 大容量送水ポンプⅡ:2台 電源車:2台 化学消防自動車:2台 大型化学高所放水車:1台</p> <p>(東通) 電源車:1台 化学消防自動車:1台</p>	<p>【福島第一】 ・消防車:4台 ・電源車:2台</p> <p>【福島第二】 ・消防車:3台 ・電源車:3台</p> <p>【柏崎刈羽】 ・消防車:25台 ・大容量送水車:8台 ・電源車:16台</p> <p>※現況としての報告であり、再稼働の進捗により変更となる可能性がある(SAとした場合は貸与不可になり得る)。</p>	<p>可搬型ポンプ車 ・取水ポンプ車×6台(タイヤ式の3台のみ公道走行可) ・大容量送水ポンプ車×2台(公道走行可) ・SFPSブレイクポンプ車×2台(公道走行可)</p> <p>ホース展開車 ・ホース車(200A)×3台(公道走行不可) ・ホース車(300A)×2台(公道走行可) ・ホース車(150A)×2台(公道走行可)</p> <p>電源車 ・交流電源車×5台(公道走行不可) ・直流電源車×2台(公道走行可) ・熱交換器用電源車×1台(公道走行可) (但し、全ての電源車にトランスなし)</p> <p>注:本項目は停止プラントとしての現況としての報告であり、将来再稼働に向けては変更となる可能性がある(SAとした場合は貸与不可になり得る)。</p>	<p>高圧電源車:3台 消防車:9台 可搬型代替海水ポンプ:3台 ホース延長回収車:2台 低圧電源車:4台 直流給電車:4台</p> <p>【補足】 ・将来再稼働に向けて変更となる可能性あり</p>

赤字 : ①、②いずれも該当
青字 : ①にのみ該当
緑字 : ②にのみ該当

	関西	中国	四国	九州	原電
① 災害応援等で自治体から貸与希望の可能性がある資機材(可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車)のうち、原災法に基づき各社防災業務計画に記載している原子力防災資機材	<p>(美浜) 大容量ポンプ:4台 送水車:2台 電源車:6台</p> <p>(高浜) 大容量ポンプ:9台 送水車:9台 電源車:18台</p> <p>(大飯) 大容量ポンプ:4台 送水車:4台 電源車:10台</p>	<p>「緊急時対応に必要な主な資機材」として以下の通り記載している。必要数および予備数は明記していない。 【可搬型ポンプ車(当社:大量送水車と記載)】 大量送水車:11台</p> <p>【ホース展開車】 ホース展開車(大型)4台、ホース展開車(中型)4台</p> <p>【電源車(当社:高圧発電機車と記載)】 高圧発電機車:8台</p>	<p>中型ポンプ車:7台 大型ポンプ車:2台 300kVA電源車:3台 75kVA電源車:3台</p>	<p>()は予備機を示す。</p> <p>【玄海】 ○可搬型ディーゼル注入ポンプ:4台(2) ○移動式大容量ポンプ車:3台(1) ○化学消防自動車:1台 ○小型動力ポンプ付水槽車:1台 ○発電機車(高圧発電機車又は中容量発電機車):4台(2) *1 *1 内訳は高圧発電機車4台、中容量発電機車2台</p> <p>【川内】 ○可搬型電動低圧注入ポンプ(可搬型電動ポンプ用発電機含む。)又は可搬型ディーゼル注入ポンプ:4台(2) *2 ○移動式大容量ポンプ車(840m³/h):2台(1) *3 ○移動式大容量ポンプ車(1,320m³/h):1台(1) *3 ○化学消防自動車:1台 ○小型動力ポンプ付水槽車:1台 ○ホース展開回収車:2台(1) ○発電機車(高圧、中容量):4台(2) *4 *2 内訳は可搬型電動低圧注入ポンプ4台、可搬型ディーゼル注入ポンプ2台 *3 予備1台は兼用 *4 内訳は高圧発電機車4台、中容量発電機車2台</p>	<p>【東海第二】(関連するもののみ記載) 別表2-11 化学消防自動車・可搬型動力ポンプ設備:1式 別表2-13 水槽付消防ポンプ自動車:1台 化学消防自動車:1台 海水利用型消防水利システム:6組 低圧電源車(500kVA):4台 高圧電源車(1725kVA):5台</p> <p>【敦賀】(関連するもののみ記載) 別表2-11 化学消防自動車・可搬型動力ポンプ設備:1式 別表2-13 電源車(空冷式非常用発電機)1825kVA:3台 海水利用型消防水利システム:2組 化学消防車:1台 水槽付消防車:1台 水槽付消防車(小型):1台</p>
② 災害応援等で自治体から貸与希望の可能性がある資機材(可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車)のうち、炉規法に基づき保安規定に記載している資機材	<p>(美浜) 大容量ポンプ:4台 送水車:2台 電源車:6台</p> <p>(高浜) 大容量ポンプ:9台 送水車:8台 電源車:18台</p> <p>(大飯) 大容量ポンプ:5台 送水車:4台 電源車:10台</p>	<p>①については、保安規定(現状)に関連する社内規定に、必要数として以下の通り記載している。また、社内規定では、防災業務計画に記載している数を保有数として明確にしている。</p> <p>【可搬型ポンプ車(当社:大量送水車と記載)】 大量送水車:3台</p> <p>【ホース展開車】 ホース展開車(大型)3台、ホース展開車(中型)3台</p> <p>【電源車(当社:高圧発電機車と記載)】 高圧発電機車:5台</p>	<p>中型ポンプ車:6台 大型ポンプ車:2台 300kVA電源車:2台 75kVA電源車:2台</p>	<p>【玄海】 ○可搬型ディーゼル注入ポンプ:4台 ○移動式大容量ポンプ車:3台(CV内自然対流冷却等で2台、放水艇等で1台) ○化学消防自動車:1台 *5 ○小型動力ポンプ付水槽車:1台 *5 ○発電機車(高圧発電機車又は中容量発電機車):4台 *5 第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)に関連する社内規定に記載</p> <p>【川内】 ○可搬型電動低圧注入ポンプ(可搬型電動ポンプ用発電機含む。)又は可搬型ディーゼル注入ポンプ:4台 ○移動式大容量ポンプ車:3台(CV内自然対流冷却等で2台、放水艇等で1台) ○化学消防自動車:1台 *6 ○小型動力ポンプ付水槽車:1台 *6 ○発電機車(中容量発電機車又は高圧発電機車):4台 *6 第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)に関連する社内規定に記載</p>	<p>【東海第二】保安規定17条の2(電源機能等喪失時の体制の整備) 次の事項の計画を策定し、所長の承認を得る。 ・電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車※1、ポンプ※2、ホース及びその他資機材の配備 ※1:電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせるものを含む ※2:ポンプとは、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は可搬型動力ポンプ設備をいう。 化学消防自動車(可搬型動力ポンプ設備):1式 水槽付消防ポンプ自動車:1台 高圧電源車(1725kVA):5台 低圧電源車(500kVA):4台 (海水利用型消防水利システムは社内規定で整備)</p> <p>【敦賀】保安規定217条の2(電源機能等喪失時の体制の整備) 条文は東二と同じ 化学消防自動車:1台 水槽付消防ポンプ自動車:1台 電源車(空冷式非常用発電機)1825kVA:3台 (海水利用型消防水利システムは社内規定で整備)</p>
③ ①、②のいずれにも該当しない可搬型ポンプ車、ホース展開車、電源車等	<p>(美浜) 大容量ポンプ:1台 送水車:2台* 電源車:3台* ホース展開車(送水車用):4台</p> <p>(高浜) 大容量ポンプ:1台 送水車:1台* 電源車:2台* ホース展開車(送水車用):9台</p> <p>(大飯) 大容量ポンプ:1台 送水車:1台* 電源車:3台* ホース展開車(送水車用):4台</p> <p>*設置許可要求あり</p>	<p>①の他、建設中の3号機用として以下を保有している。 【電源車(当社:高圧発電機車と記載)】 高圧発電機車:6台</p>	<p>中型ポンプ車:3台 中型ホース延長車:2台 大型ホース延長車:2台</p>	<p>【玄海】 ○ホース延長車:2台(1) ※防災業務計画へ追加予定</p> <p>【川内】 なし</p>	<p>【東海第二】 なし</p> <p>【敦賀】 低圧電源車(500kVA):4台 (再稼働に向けて変更となる可能性あり)</p>

赤字 : ①、②いずれも該当

青字 : ①にのみ該当

緑字 : ②にのみ該当